



宮崎県公報

平成22年5月9日（日曜日）号外 第40号

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橘通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 ----- (畜産課) 1

頁

告 示

宮崎県告示第 276号の3

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成22年宮崎県告示第276号の2）を次のとおり変更する。

平成22年5月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 搬出を制限する区域

(1) 搬出を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし（生体に限る。）

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 276号の2の1の(3)に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 日向市大字財光寺、往還町、沖町、大字塩見、南町、中町、本町、大字富高の一部（汐谷崎、中原、小松崎、岩崎、新開、釜蓋、川添、横道、塚本、永菖蒲、上切畑、下切畑、上鷹巣、下鷹巣、太田、黒象、釜八重、春町）

2 移動を制限する区域

(1) 移動を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし（生体に限る。）

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 276号の2の2の(3)に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 日向市美々津町の一部（前ノ原、田久保、前田、竹の内、宮の下、日志原、霧島原、高松、松ノ本、下百町原、落鹿、上百町原、内場、草刈、清水ヶ谷、富ヶ塚、橋ノ本、浜山、上ノ瀬、風原、三月田、麻附、鹿場、宮田越、堂面木、笹尾、高鳥、石神、田の原）、東郷町山陰乙の一部（日田尾、鶴戸木）